

日医工グループ企業行動憲章

日医工グループは、高品質で経済性に優れたジェネリック医薬品を開発・供給することにより、人々の健康と福祉と医療に貢献する社会的価値ある企業として存続・発展すべく、経営活動を行う。

そのため、日医工グループは次の行動原則に基づき国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、各種法令、国際ルール、社会規範信義則、社内諸規程を誠実に遵守し、高い倫理観と良識をもって行動する。

1. 持続性のある医療保険制度に貢献するジェネリック医薬品を安定的に供給し、医療コストの効率的配分および国民の健康と福祉に貢献する。
2. 臨床試験は、医療機関の協力を得て、被験者の人権を尊重するとともに、安全確保に留意し、かつ科学的厳正さをもって遂行する。非臨床試験として必要な動物実験は動物福祉に十分配慮して行う。
3. ジェネリック医薬品の適正使用を確保するため、品質・安全性・有効性に関する情報を迅速かつ的確に提供する。
4. 公正で自由な競争を通じ、ジェネリック医薬品として適正な取引と流通を行う。また、医療関係者を始め、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
5. 株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示する。また、個人情報・顧客情報をはじめとする各種情報の保護・管理を徹底する。
6. 地球温暖化防止等環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の活動と存続に必須の要件であることを認識して、自主的、積極的に行動する。
7. 従業員の多様性・人格・個性を尊重し、倫理観の高揚と資質の向上を図るとともに、安全で働きがいのある環境を確保し、ゆとりと豊かさを実現する。
8. 良き企業市民として、社会貢献活動を積極的に行う。
9. 市民 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対し毅然として対決し、関係遮断を徹底する。
10. 事業活動のグローバル化に対応し、各国・地域の法律の遵守、人権を含む各種

の国際規範の尊重はもとより、文化や慣習、ステークホルダーの関心に配慮した経営を行い、当該国・地域の経済社会の発展に貢献する。また、ジェネリック医薬品の普及を推進する国際的取組みに協力し、その発展に貢献する。

11. 経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、自社およびグループ企業に徹底するとともに、取引先に周知させる。また、社内外の声を把握し、実効ある社内体制の整備を行うとともに、企業倫理の徹底を図る。
12. 憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたり、原因究明、再発防止に努める。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行う。

以上

平成17年6月1日 制定

平成19年12月1日 改定

平成21年2月12日 改定

平成23年10月13日 改定